

(平成26年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで

私が大学を卒業した昭和48年3月頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、同年4月頃にそれまで未納になっていた45年10月から48年3月までの2年6か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年10月頃に払い出されたものと推認される。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であったことから、国民年金の加入は任意であり、前述の払出時点では、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であることから、国民年金保険料を遡って納付することはできない上、申立人の母親が加入手続きを行ったと申し立てている昭和48年3月であっても、45年10月から48年2月までの保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、保険料を納付した時期、納付金額等の記憶は明確でない上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、申立人に係るA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和48年4月から50年9月までの2年6か月分の保険料は、同年10月30日に一括して納付されていることが確認できる。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が前年度と比較して下がっている。
当時、私は、勤続 20 年で課長という立場であり、給与の総支給額は、月額 25 万円ぐらいであったと記憶している。
調査して、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、適用事業所台帳によると昭和 60 年 12 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主及び申立人が氏名を挙げた事務担当者は死亡していることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額の推移と、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間前後を含めた期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額の推移を比較検証した結果、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額である事情は見当たらず、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられた痕跡も認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。